

公布された条例のあらまし

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の設置

- (1) 奈良県社会福祉総合センター指定管理者選定審査会を設置し、奈良県社会福祉総合センターの指定管理者の指定に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務を担当させることとした。
- (2) 奈良県国民健康保険運営協議会を設置し、国民健康保険事業の運営に関する事項の審議に関する事務を担当させることとした。
- (3) 奈良県立橿原公苑指定管理者選定審査会を設置し、奈良県立橿原公苑指定管理者の指定に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務を担当させることとした。
- (4) 奈良県国際芸術家村構想宿泊事業者選定委員会を設置し、奈良県国際芸術家村構想における宿泊事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務を担当させることとした。
- (5) 奈良県第二浄化センタースポーツ広場指定管理者選定審査会を設置し、奈良県第二浄化センタースポーツ広場の指定管理者の指定に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務を担当させることとした。
- (6) 大洲池公園指定管理者選定審査会を設置し、大洲池公園の指定管理者の指定に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務を担当させることとした。

2 附属機関の廃止

次の附属機関を廃止することとした。

- (1) 奈良県公の施設指定管理者選定審査会
- (2) 奈良県西の京県有地活用整備事業者選定審査委員会
- (3) 奈良県がんばる市町村応援表彰選考委員会
- (4) 奈良県産学官連携共同研究開発費補助金審査委員会
- (5) 奈良県再生可能エネルギー等導入推進事業評価委員会

- (6) 記紀・万葉県民活動支援補助金審査委員会
 - (7) 奈良県持続的観光力パワーアップ補助金選定審査会
 - (8) 奈良県国内販路拡大支援事業出展者選定委員会
 - (9) 奈良県海外販路拡大支援事業出展者選定委員会
 - (10) 奈良県エリアマネジメント推進事業者等選定委員会
- 3 施行期日
- 平成二十九年四月一日から施行することとした。ただし、1の(4)については、規則で定める日から施行することとした。

◇県費負担教職員定数条例及び奈良県立高等学校等職員定数条例の一部を改正する
条例

- 1 県費負担教職員定数条例の一部改正関係
職員の定数について、次のとおり改めることとした。
県費負担教職員
七、三二八人 ↓ 七、二七四人
- 2 奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正関係
職員の定数について、次のとおり改めることとした。
中学校及び高等学校
二、〇三四人 ↓ 二、〇二四人
特別支援学校
一、一一四人 ↓ 一、〇八一人
- 3 施行期日
平成二十九年四月一日から施行することとした。

◇奈良県警察職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 職員の定数
職員の定数について、次のとおり改めることとした。
警察官
二、四七一人 ↓ 二、四八一人
- 2 定数外とすることができする職員
育児休業をしている警察官が職務に復帰した場合において、警察官の員数が条例に定める警察官の定数を超えることとなるときは、復帰の日から一年を超えない期間に限り、当該職務に復帰した警察官を当該定数の外に置くことができることとした。

3 施行期日

平成二十九年四月一日から施行することとした。

◇職員懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

- 1 地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人
地方公務員法に規定する条例で定める法人は、奈良県職員に対する退職手当
に関する条例に規定する一般地方独立行政法人及び公庫等とすることとした。
 - 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - 3 施行期日等
- (1) 平成二十九年四月一日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第一 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

1 育児休業をすることができない職員

地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）に規定する条例で定める職員に、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員を追加することとした。

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(イ) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

(ロ) その養育する子（育児休業法に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日（3のウにおいて「一歳六か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後の任期）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ハ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

イ 3のウに掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が一歳に達する日（以下イ及び3において「一歳到達日」という。）（当該子に

ついて当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

2 育児休業法に規定する条例で定める者

育児休業法に規定する条例で定める者は、児童福祉法に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法に規定する者の意に反するため、同法の規定により、同法に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法の規定により委託されている当該児童とすることとした。

3 育児休業法に規定する条例で定める日

育児休業法に規定する条例で定める日は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める日とすることとした。

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日

イ 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下3において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が一歳二か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準

法の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

ウ 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員がイに掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者がイに掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてウに掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の一歳六か月到達日

(ロ) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

(イ) 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

4 育児休業法に規定する条例で定める特別の事情の追加

育児休業法に規定する条例で定める特別の事情として、次に掲げる事情を追加することとした。

ア 育児休業をしている職員が条例に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、条例に規定する承認に係る子が民法の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法の規定による措置が解除された場合に該当することとなったこと。

イ 3のウに掲げる場合に該当すること。

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

5 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情の追加

育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情として、育児短時間勤務をしている職員が、条例に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、条例に規定する承認に係る子が民法の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法の規定による措置が解除された場合に該当することとなったことを追加することとした。

6 育児休業法に規定する条例で定める勤務の形態

育児休業法に規定する条例で定める勤務の形態は、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれに定める勤務の形態（同法に掲げる勤務の形態を除く。）とすることとした。

ア 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間条例に規定する週休日をいう。以下6において同じ。）とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを

四週間ごとに区分することができない場合にあっては、人事委員会規則で定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、二週間、三週間又は四週間に区分した各期間）につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、一日につき午前七時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること

イ 勤務時間条例の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態（勤務日（勤務時間条例に規定する勤務日をいう。）が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）

(ア) 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

(イ) 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように勤務すること。

7 部分休業をすることができない職員

育児休業法に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とすることとした。

ア 育児休業法の規定による短時間勤務をしている職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

(ア) 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

(イ) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

8 介護時間等を承認されている職員に対する部分休業等の承認

勤務時間条例の規定による介護時間等を承認されている職員に対する部分休業等については、当該介護時間等を減じて承認することとした。

9 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

1 職員の申告による週休日及び勤務時間の割振り

(1) 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員及び条例の規定の適用を受ける職員を除く。以下1において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、条例の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間（以下1において「単位期間」という。）ごとの期間につき条例に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができることとした。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。こととした。

(2) 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、条例の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、条例の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき条例の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき条例に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができることとした。

ア 子（民法の規定により職員が当該職員との間における同法に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法の規定により同法に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下(2)において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める

者をいう。)の介護をする職員であつて、人事委員会規則で定めるもの
イ アに掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則
で定めるもの

2 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の拡大

任命権者は、要介護者のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、条例に規定する勤務をさせてはならないこととした。

3 休暇の種類の追加

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、職員の休暇に介護時間を追加することとした。

4 介護休暇の分割取得

介護休暇について、人事委員会規則の定めるところにより、三回を超えず、通算して六月を超えない範囲内で分割して取得できることとした。

5 介護時間

(1) 職員は、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態^ニに、連続する三年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を得て介護時間をとることができることとした。

(2) 介護時間の時間は、(1)の期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とすることとした。

(3) 介護時間については、一般職の職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条例に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額することとした。

6 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第三 施行期日等

1 平成二十九年四月一日から施行することとした。

2 その他所要の経過規定を置くこととした。

3 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

- 1 配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情
地方公務員法に規定する条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の条例に規定する外国での勤務が同日後も引き続きこととなり、及びその引き続きことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とすることとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
 - (1) 公布の日から施行することとした。
 - (2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 特例措置の実施期間
特例措置の実施期間を次のとおり改定することとした。
平成十五年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで ↓ 平成十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
- 2 施行期日
平成二十九年四月一日から施行することとした。

◇奈良県監査委員条例の一部を改正する条例

- 1 常勤の監査委員
地方自治法に規定する識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち常勤とするものは、知事がこれを指定することとした。
- 2 施行期日
平成二十九年四月一日から施行することとした。

◇奈良県特別会計設置条例の一部を改正する条例

- 1 特別会計の廃止

奈良県病院事業清算費特別会計を廃止することとした。

2 施行期日等

- (1) 平成二十九年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

1 使用料及び手数料の額の改定等

次の使用料及び手数料の額の改定等を行うこととした。

- (1) 奈良県手数料条例の一部改正関係
 - ア 旅行業約款認可手数料等の新設
 - イ 歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料の廃止
 - ウ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の新設
 - (2) 奈良県行政財産使用料条例の一部改正関係
工作物の設置による行政財産使用の場合に係る使用料の改定
 - (3) 奈良県立公園条例の一部改正関係
奈良県立公園における工作物の新築、改築等に係る使用料の改定
 - (4) 奈良県農業研究開発センター分析手数料条例の一部改正関係
奈良県農業研究開発センターにおける分析手数料の改定
 - (5) 奈良県道路占用料に関する条例の一部改正関係
道路占用料の改定等
 - (6) 奈良県流水占用料等に関する条例の一部改正関係
流水占用料等の改定等
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - 3 施行期日
平成二十九年四月一日から施行することとした。

◇奈良県税条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県税条例の一部改正

1 自動車税関係

- (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は自動車税

の税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は自動車税の税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした。

ア 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、それぞれ次に定める年度以後（平成二十九年以後に限る。）に税率の概ね百分の十五（バス（一般乗合用のものを除く。）及びトラックについては概ね百分の十）を重課する特例措置を講ずることとした。

(ア) ガソリン自動車又はLPG自動車で平成十六年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

(イ) 軽油自動車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成十八年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

イ 環境負荷の小さい自動車

平成二十八年年度に初回新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

(ア) 次に掲げる自動車について、税率の概ね百分の七十五を軽減することとした。

i 電気自動車

ii 一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車

iii プラグインハイブリッド自動車

iv ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造

事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値以上のもの

v 平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合する軽油自動車（乗用車に限る。）

(イ) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上のもの（イ）ivの適用を受ける自動車を除く。）について、税率の概ね百分の五十を軽減することとした。

(2) 対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された自動車に対する自動車税について、それぞれ次に定める年度分の自動車税に係る徴収金の納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした。

ア 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間 平成二十九年年度分

イ 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間 平成二十九年年度分及び平成三十年年度分

ウ 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間 平成三十年年度分及び平成三十一年年度分

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 奈良県税条例の一部改正

1 法人県民税関係

国税である地方法人税の税率が引き上げられることに伴い、法人税割の税率を引き下げることとした。

2 法人事業税関係

国税である地方税法人特別税が廃止されることに伴い、法人事業税の税率を引き上げることとした。

3 自動車取得税関係

自動車取得税を廃止することとした。

4 自動車税関係

(1) 自動車税の環境性能割を次のとおり創設することとした。

ア 納税義務者

納税義務者は、自動車の取得者とする事とした。

イ 課税標準

課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額とすることとした。

ウ 税率

環境性能割の税率を次のとおりとすることとした。

(7) 次に掲げる自動車（地方税法（以下「法」という。）の適用を受けるものを除く。） 百分の一

i 次に掲げるガソリン自動車

(i) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

b 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

c エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(ii) 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

b 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

c エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

-
- (iii) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - b 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - c エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- (iv) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - b 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
 - c エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- ii 次に掲げる軽油自動車
- (i) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - b 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - c エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
 - (ii) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - b エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- (iii) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
-

a 平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

b エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(ⅳ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

b 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

c エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(ⅴ) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

b エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(ⅴ) 次に掲げる自動車（ア）及び法の適用を受けるものを除く。） 百分の二

i 次に掲げるガソリン自動車

(i) 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

b 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

c エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効

率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

(ii) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

b 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

c エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

(iii) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

b 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

c エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ii 次に掲げる軽油自動車

(i) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

b 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

c エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

(ii) 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

b エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(iii) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次

のいずれにも該当するもの

a 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

b エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

(iv) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

b 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

c エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(v) 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

b エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) (i)及び法の適用を受ける自動車以外の自動車 百分の三

エ 免税点

免税点は、五十万円とすることとした。

オ 徴収等

徴収は、申告納付の方法により行い、環境性能割の納税義務者は、次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める時又は日までに、申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割を納付することとした。

(ア) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

(イ) 移転登録を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があった日から十五日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる自動車以外の自動車で、自動車検査証の記入を受

- けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があった日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）
- (エ) (イ)から(ウ)までに掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

カ 特例措置等

営業用の自動車に対して課する環境性能割の税率を、当分の間、次のとおりとすることとした。

- (ア) ウ(ア)に掲げる自動車 百分の〇・五
- (イ) ウ(イ)に掲げる自動車 百分の一
- (ウ) ウ(ウ)に掲げる自動車 百分の二
- (2) 現行の自動車税を自動車税の種別割とすることとした。

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第三 奈良県税条例の一部を改正する条例の一部改正

地方消費税の税率の七十八分の二十二（消費税率換算二・二％）への引上げの施行期日を平成三十一年十月一日とすることとした。

第四 奈良県税条例等の一部を改正する条例の一部改正

国税である地方法人特別税が廃止されることに伴い、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人の事業税の税率の変更に伴う経過措置について、次のとおり見直しを行うこととした。

- (1) 資本金一億円超の普通法人のうち平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が四十億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成二十八年三月三十一日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあつては、付加価値額が三十億円以下の法人についてはその超える額に二分の一の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が三十億円超四十億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて二分の一から零の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずることとした。

- (2) 資本金一億円超の普通法人のうち平成三十年四月一日から平成三十一年

三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が四十億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成二十八年三月三十一日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあっては、付加価値額が三十億円以下の法人についてはその超える額に四分の一の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が三十億円超四十億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて四分の一から零の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずることとした。

第五 合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正
現行の自動車税を自動車税の種別割とするほか、所要の規定の整備を行うこととした。

第六 施行期日等

- 1 次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。
 - (1) 第三及び第四 公布の日
 - (2) 第一 平成二十九年四月一日
 - (3) 第二及び第五 平成三十一年十月一日
- 2 その他所要の経過規定を置くこととした。
- 3 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

- 1 教育委員会が個人番号を利用することのできる事務
教育委員会が個人番号を利用することのできる事務は、次のとおりとする
こととした。

執行機関	事務
------	----

教育委員会

特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であって規則で定めるもの

2 施行期日

平成二十九年四月一日から施行することとした。

◇奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

1 都道府県知事保存本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務の追加

住民基本台帳法に規定する条例で定める知事以外の執行機関及び事務について次のとおり追加することとした。

知事以外の執行機関	事務
教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であって規則で定めるもの

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

平成二十九年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 人員に関する基準の変更

(1) 指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者のうち、指導員又は保育士を、児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは

中等教育学校を卒業した者、同法の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）に変更することとした。

(2) (1)の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないものとする。こととした。

2 情報の提供等

(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならないこととした。

(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならないこととした。

(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者が提供する指定放課後等デイサービスを利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととした。

ア 当該指定放課後等デイサービス事業者が提供する指定放課後等デイサービスを利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

イ 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

ウ 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備、備品等の状況

エ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

オ 当該指定放課後等デイサービス事業者が提供する指定放課後等デイサービスを利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

カ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

キ 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならぬこととした。

3 基準該当放課後等デイサービスに関する基準の変更

基準該当放課後等デイサービスに関する基準を1及び2のとおり変更することとした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

(1) 平成二十九年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 就労の機会の提供

指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならないこととした。

2 利用者に支払う賃金及び工賃

(1) 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないこととした。

(2) 賃金及び工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならないこととした。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでないこととした。

3 運営規程

指定就労継続支援A型事業者が定めておかなければならない運営規程の事項に、生産活動の内容、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間を追

加することとした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日

平成二十九年四月一日から施行することとした。

◇奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 運営規程

就労継続支援A型事業者が定めておかなければならない運営規程の事項に、生産活動の内容、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間を追加することとした。

2 就労の機会の提供

就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならないこととした。

3 利用者に支払う賃金

就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないこととした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日

平成二十九年四月一日から施行することとした。

◇奈良県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を平成三十年六月三十日までとすることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇特定非営利活動促進法施行条例及び奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手続

等に関する条例の一部を改正する条例

第一 特定非営利活動促進法施行条例の一部改正

- 1 認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の事前提出義務に係る規定の見直し
認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の知事への事前の提出等を不要とすることとした。
- 2 仮認定特定非営利活動法人の名称の変更
仮認定特定非営利活動法人の名称を特例認定特定非営利活動法人に改めることとした。

第二 奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の一部改正

- 1 役員報酬規程等の備置期間の変更等
 - (1) 指定特定非営利活動法人が役員報酬規程等を事務所に備え置く期間を、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間に変更することとした。
 - (2) 指定特定非営利活動法人が助成金の支給に係る書類を事務所に備え置く期間を、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間に変更することとした。
 - (3) 指定特定非営利活動法人から提出された役員報酬規程等又は助成金の支給に係る書類を知事が指定する場所において閲覧又は謄写できる期間を、過去五年間に変更することとした。
- 2 認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の事前提出義務に係る規定の見直し
認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の知事への事前の提出等を不要とすることとした。

第三 施行期日等

- 1 平成二十九年四月一日から施行することとした。
- 2 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇ 橿原公苑設置条例の一部を改正する条例

- 1 橿原公苑に設ける施設の廃止

柔剣道場を廃止することとした。

2 施行期日等

- (1) 平成二十九年四月一日から施行することとした。
- (2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

1 せり売以外の方法による販売担当者の名簿の備付け

卸売業者は、奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）において取扱う物品をせり売以外の方法で卸売するときは、当該卸売に従事させる者の氏名を記載した名簿を備え付けなければならないこととした。

2 販売開始時刻前の卸売の禁止の規制の見直し

卸売業者が卸売のための販売開始時刻前に卸売をしてはならないとする規制を廃止し、知事がせり売又は入札の方法によることが著しく不相当と認めて承認したときは、相対取引によることができることとした。

3 指名利害関係者の意見の聴取

次に掲げる場合は、知事は、奈良県中央卸売市場取引委員会の意見を聴くことのほか、意見を述べることにして正当な理由を有する卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者のうちから知事が指名する者の意見を聴くことができることとした。

ア 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等の品目ごとに係る当該一定の割合を定め、又は変更しようとする場合

イ 卸売業者が、市場に係る中央卸売市場開設区域（以下「開設区域」という。）内において、卸売業務の許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしようとするときに係る承認をしようとする場合

ウ 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人（卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき

開設者の許可又は承認を受けた者をいう。) に対して卸売をしようとする場合において、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の承認をしようとするとき。

エ 卸売業者が、電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法により、市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をしようとする場合において、市場における効率的な売買取引のために必要であり、取引の秩序を乱すおそれがないと認めようとするとき。

オ 仲卸業者が、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であつて市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であつて、市場の卸売業者が他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする生鮮食料品等を買入れるときに、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の承認をしようとする場合

カ 仲卸業者が、開設区域内において、仲卸業務の許可に係る仲卸しの業務としてする場合を除き、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の販売をしようとするときに係る承認をしようとする場合

4 卸売の相手方の制限を受けないで卸売をすることができる場合の追加

(1) 卸売事業者が仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をすることができる場合に、卸売業者が食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているときを追加することとした。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（一年未満のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び知事の定める事項を記載した承認申請書を知事に提出して、当該契約に基づく卸売が市場における取引

の秩序を乱すおそれがない旨の知事の承認を受けていること。

(2) (1)のイの承認を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に係る契約書の写しを添えて知事に提出しなければならないこととした。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とすることとした。

ア 申請者の名称

イ 卸売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所

ウ 当該卸売の対象となる生鮮食品等の品目

エ 当該卸売による卸売の数量の上限

オ 実施期間

カ 入荷量が著しく減少した場合の措置

キ 当該卸売をしなければならない理由

(3) (1)のイの承認を受けた卸売業者は、毎月、その承認に係る品目の卸売数量を翌月二十日までに知事に届け出なければならないこととした。

5 仲卸業者が卸売業者以外の者から買い入れることができる場合の要件の追加

(1) 仲卸業者の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売することができる場合の要件に、農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしているときを追加することとした。

ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食品等の品目、数量の上限、買入れの実施期間（一年未満のものに限る。）及び市場における入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び次に掲げる事項を記載した承認申請書を知事に提出して、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の知事の承認を受けていること。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とすることとした。

(7) 申請者の氏名又は名称

(4) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所

- (ウ) 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目
 - (エ) 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限
 - (オ) 実施期間
 - (カ) 市場における入荷量が著しく減少した場合の措置
 - (キ) 当該買入れをしなければならない理由
 - (2) (1)のイの契約に基づき買入れを行った仲卸業者は、毎月、その契約に基づき買い入れた品目の販売の数量を翌月二十日までに知事に届け出なければならぬこととした。
- 6 売買禁止等の対象となる物品の追加
売買禁止等の対象となる物品に、衛生上有害な物品に加え、客観的な事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず、人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品を追加することとした。
 - 7 卸売予定数量等の報告に係る物品の追加
卸売業者が卸売予定数量等を知事に報告しなければならない物品に、4の(1)のイの承認を受けて当日卸売をする物品を加えることとした。
 - 8 卸売予定数量等の公表に係る物品の追加
卸売業者が卸売予定数量等を卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない物品に、4の(1)のイの承認を受けて当日卸売をする物品を加えることとした。
 - 9 出荷奨励金の交付に係る帳簿の備付け
卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対し出荷奨励金を交付したときは、出荷奨励金を交付した相手方の氏名等を記載した帳簿を備え付けなければならないこととした。
 - 10 完納奨励金の交付に係る帳簿の備付け
卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対し完納奨励金を交付したときは、完納奨励金を交付した相手方の氏名等を記載した帳簿を備え付けなければならないこととした。
 - 11 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - 12 施行期日
施行期日は、規則で定めることとした。

◇奈良県農地中間管理事業等推進基金条例の一部を改正する条例

1 基金を処分できる場合の追加

基金を処分できる場合として、国からその財源に充てるために交付金等の交付を受けた事業の完了後においてなお当該交付金等を基金に積み立てた額に残余がある場合に、その残余の額を国庫に納付するための財源に充てることを追加することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

1 負担金の利率の変更

国営第二十津川紀の川土地改良事業に係る負担金の利率を年五パーセントから年〇・一パーセントに変更することとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

平成二十九年四月一日から施行することとした。

◇奈良県森林整備基金条例の一部を改正する条例

1 基金を処分できる場合の追加

基金を処分できる場合に、育林費負担者（分収林特別措置法に規定する育林費負担者をいう。以下同じ。）からその財源に充てるために育林費等の納付を受けた事業の完了後においてなお当該育林費等を基金として積み立てた額に残余がある場合の当該残余の額その他の基金として積み立てた額の一部を育林費負担者に返還するための財源に充てることを追加することとした。

2 施行期日

平成二十九年四月一日から施行することとした。

◇奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例

1 使用承認を要する公園施設の追加

知事の使用承認が必要な公園施設に、平城宮跡歴史公園休憩・宮跡展望棟及

び平城宮跡歴史公園駐車場を追加することとした。

2 使用料の改定等

次の使用料の改定等を行うこととした。

- (1) 都市公園の占用の許可に係る使用料の改定
 道路法施行令の改正に準じ、第一種電柱等を設けて都市公園を占用する場合の許可に係る使用料を改定することとした。

- (2) 公園施設の使用承認に係る使用料の新設

平城宮跡歴史公園休憩・宮跡展望棟及び平城宮跡歴史公園駐車場の使用料は、次のとおりとすることとした。

ア 平城宮跡歴史公園休憩・宮跡展望棟

施設の種別	宮跡展望室			使用料
	C室	B室	A室	
更衣室	一、〇五〇円	一、二七〇円	一、三五〇円	午前九時から 午後一時まで
	一、〇五〇円	一、二七〇円	一、三五〇円	午後一時から 午後五時まで
	二、一〇〇円	二、五四〇円	二、七〇〇円	午前九時から 午後五時まで
ジョギング・サイクリングステーション	一人一回につき			四〇〇円

注

- 1 ジョギング・サイクリングステーションの更衣室を使用する場合において、シャワーを使用しないときの更衣室の使用料は、一人一回につき、百円とすることとした。

2 備品の使用料は、備品ごとに規則で定める額とすることとした。
イ 平城宮跡歴史公園駐車場

車両の種類	使用料
乗合型自動車	一台一回につき 二、〇〇〇円
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（自動二輪車を除く。）	一時間につき 二〇〇円

3 施行期日等

- (1) 規則で定める日から施行することとした。ただし、(2)は公布の日から、2
の(1)は平成二十九年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

1 一部の県営住宅の廃止

奈良県営住宅長寿命化計画に基づき、築山県営住宅の一部は、廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

1 特別支援学校の廃止

奈良県立奈良養護学校整肢園分校を廃止することとした。

2 施行期日

平成二十九年四月一日から施行することとした。

◇奈良県地域医療再生基金条例を廃止する条例

1 条例の廃止

奈良県地域医療再生基金条例（平成二十二年三月奈良県条例第四十六号）は、廃止することとした。

2 施行期日

規則で定める日から施行することとした。

◇職員自己啓発等休業に関する条例

1 趣旨

この条例は、地方公務員法（以下「法」という。）の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（法に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 自己啓発等休業の承認

任命権者は、職員としての在職期間が二年以上である職員が自己啓発等休業の承認の申請をした場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修（法に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（法に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる事とした。

3 自己啓発等休業の期間

法に規定する条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては二年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、三年）、国際貢献活動のための休業にあつては三年とする事とした。

4 大学等教育施設

法に規定する条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とすることとした。

ア 学校教育法に規定する大学（当該大学に置かれる同法に規定する専攻科及び同法に規定する大学院を含む。）

イ 学校教育法に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであつて同法の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められ

る課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

ウ ア又はイに掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認める教育施設

5 奉仕活動

法に規定する条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とすることとした。

ア 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）

イ アに掲げるもののほか、国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

6 自己啓発等休業の承認の申請

2の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならないこととした。

7 自己啓発等休業の期間の延長

(1) 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が3の休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができることとした。

(2) 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとした。

(3) 2は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用することとした。

8 自己啓発等休業の承認の取消事由

法に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とすることとした。

ア 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその

者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

イ 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員
の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

9 報告等

(1) 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならないこととした。

ア 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

イ 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

ウ 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

(2) 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から(1)による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡をとることにより、十分な意思疎通を図るものとすることとした。

10 職務復帰後における号給の調整

自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができることとした。

11 退職手当の取扱い

(1) 奈良県職員に対する退職手当に関する条例の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとすることとした。

(2) 自己啓発等休業をした期間についての奈良県職員に対する退職手当に関する条例の規定の適用については、同条例中「その月数の二分の一に相当する月数（地方公務員法に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務

に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数（地方公務員法に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会規則で定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数）」とすることとした。

12 その他

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。

13 施行期日等

- (1) 平成二十九年四月一日から施行することとした。
- (2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県中小企業者等の事業の再生を支援するための中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

1 目的

この条例は、奈良県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対して県が有する回収納付金を受け取る権利の放棄に関し必要な事項を定めることにより、中小企業者等の事業の再生に資することを目的とすることとした。

2 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 中小企業者等 信用保証協会法に規定する中小企業者等をいう。

イ 求償権 保証協会が、信用保証協会法に基づく中小企業者等に係る債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する当該中小企業者等に対する債権をいう。

ウ 損失補償契約 県と保証協会との間の契約であつて、保証協会が保証債務を履行した際に生じた損失の全部又は一部に対して県が補償を行うことを定めたものをいう。

エ 回収納付金 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求

償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納付しなければならぬものをいう。

3 回収納付金を受け取る権利の放棄

(1) 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）（以下「求償権の放棄等」という。）を行おうとする場合は、あらかじめ知事に申し出なければならぬこととした。

(2) 知事は、(1)による申出があった場合において、当該求償権の放棄等が次に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができることとした。

ア 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援に基づき策定された再生に関する計画
イ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律の規定により行われた調停（同法に規定する調停条項を定めたものを除く。）又は同法において準用する民事調停法に規定する決定に基づき策定された再生に関する計画

ウ 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法に規定する再生支援決定又は同法に規定する特定支援決定を行った事業者に係る再生に関する計画

エ 産業競争力強化法（以下「競争力強化法」という。）に規定する特定認証紛争解決事業者が行う競争力強化法に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された再生に関する計画

オ 競争力強化法に規定する中小企業再生支援協議会が競争力強化法の規定により決定した事項等に従い競争力強化法に規定する認定支援機関が行う競争力強化法に規定する指導又は助言に基づき策定された再生に関する計画

カ 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が競争力強化法の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援に基づき策定された再生に関する計画

キ 中小機構が競争力強化法の規定により行う競争力強化法に規定する指導又は助言に基づき策定された再生に関する計画

4 報告

知事は、3の(2)により回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄したときは、これを議会に報告しなければならないこととした。

5 その他

この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

6 施行期日

平成二十九年四月一日から施行することとした。

◇奈良県小規模企業振興基本条例

1 目的

この条例は、地域において小規模企業が果たす役割の重要性に鑑み、小規模企業の振興の基本となる事項を定め、小規模企業の事業の成長発展又は持続的な発展を促すことにより、地域経済の活性化及び地域社会における交流の促進を図り、もって県民生活の安定及び向上に資することを目的とした。

2 定義

(1) この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法に規定する者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいうこととした。

(2) この条例において「小規模企業支援団体」とは、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、地域金融機関その他の小規模企業を支援する組織をいうこととした。

3 基本理念

(1) 小規模企業の振興は、経営の向上に果敢に挑戦する意欲及び自主自立の精神を持つ小規模企業者による不断の努力を前提とし、地域の需要等を捉え適時に自由な発想による独自の商品又はサービスを開発し、提供できることその他の小規模企業の特性が生かされるよう推進されなければならないこととした。

(2) 小規模企業の振興は、企業集積の少ない本県における地域経済の活性化のために県内企業の大多数を占める小規模企業の活力が欠かせないことに鑑み、

その活力が最大限に発揮されるための環境の整備を図ることにより、小規模企業の事業の成長発展又は持続的な発展を促すよう推進されなければならないこととした。

4 県の責務

(1) 県は、3の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、小規模企業の振興に関する施策を実施する責務を有することとした。

(2) 県は、基本理念にのっとり、小規模企業者、国、他の都道府県、市町村、小規模企業支援団体、大学その他の研究機関等と緊密に連携して、小規模企業の振興に関する施策を効果的に推進する責務を有することとした。

5 基本方針

県は、次に掲げる基本方針に基づき、小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとするものとした。

ア 事業の成長発展又は持続的な発展に必要な情報、技能等を体系化し、その普及を図ること。

イ 小規模企業にとって参入が困難な海外、首都圏等における商談の機会の確保及び情報通信技術の活用等を支援し、新たな販路の開拓の促進を図ること。

ウ 顧客が認める価値の獲得に向けた独自の商品又はサービスの改良等への不断の努力を支援し、着実な事業化につながるよう、その付加価値の創出の促進を図ること。

エ 事業に有用な情報、技能等の取得又はその承継の円滑化に係る支援により、総合的な経営力を備えた経営者、後継者その他幅広い人材の育成及び確保を図ること。

オ 情報の提供、研修の開催等により、創業への意欲の高い者、特に女性、青年又は高齢者による創業の促進を図ること。

カ 経営の向上に果敢に挑戦する小規模企業者に対する資金の供給の多様化及び円滑化を図ること。

キ まちづくりと一体となった商業の活性化への多様な主体の参画を促し、並びにこれらの者の連携及び協働に向けた媒介の役割を担い、各地域の消費の活性化を図ること。

ク 少ない人材で小規模企業を支えている現状に鑑み、長時間労働の是正、仕事と家庭の両立等の取組を支援することにより、働き方の改善及び従業員への待遇改善の促進を図ること。

6 小規模企業者の努力等

(1) 小規模企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展又は持続的な発展を図るため、自主的に円滑かつ着実な事業の運営を行い、経営を向上させるよう努めなければならないこととした。

(2) 小規模企業支援団体は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、小規模企業の振興に主体的な役割を發揮しつつ、積極的に取り組むよう努めるものとした。

(3) 大企業その他の小規模企業者以外の者であって、その事業に関し小規模企業と関係があるものは、県が行う小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するようにしなければならないこととした。

7 県民の理解と協力

県民は、小規模企業の振興が地域経済の活性化及び地域社会における交流の促進に寄与するとともに、県民生活の安定及び向上に資することを理解し、その事業の成長発展又は持続的な発展に協力するものとした。

8 財政上の措置

県は、5の基本方針に基づき小規模企業の振興に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとした。

9 施行期日

平成二十九年四月一日から施行することとした。